

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの評価指標について(案)

1 プランの計画期間

本プランの計画期間は、総合計画及び実施計画との整合を図るため、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間としております。

毎年の単年度評価に加えて、中間に当たる令和8(2026)年度に中間評価を行い、評価結果を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

また、令和11(2029)年度に本プランの期末評価を行い、評価結果を踏まえて次期プランを策定します。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
当面の間の推進方針※			本プランの計画期間						
		評価			中間評価			期末評価	次期プラン 策定

2 単年度評価の手法について

毎年度、市が単年度評価について諮問を行い、委員会が評価のうえ、市に対して答申するものです。

(1)行政評価(別紙1:3頁参照)

行政評価は、各取り組みの年度実績の評価です。本プラン策定時に設定した施策ごとに、各取り組みの実績が効果的に行われたか評価します。

各年度実績を記載し、総括として当該年度の成果及び課題をまとめます。

本評価に基づき、諮問を行う形となります。

(2)委員会評価(別紙1:2頁参照)

(1)の行政評価にて実績等を確認いただいたうえで、各施策ごとに、評価できる点、改善を要する点をまとめます。さらに、委員長による総括意見を付したうえで、答申とします。

(3)スケジュール

スケジュールとしては、毎年度、第1回に諮問、第2回に答申とし、可能な限り次年度への反映ができるスケジュールとします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	第1回開催 諮問		第2回開催 答申		次年度への反映	

3 中間評価の手法について

評価年度の前年度・前々年度の単年度評価に加えて、基本目標の達成度を確認する指標とした「市民意識調査」(プラン36・37頁参照)の結果を活用し、評価を行います。